

# 消費者被害防止サポーター基礎講座



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

お試しのつもりがいつの間にか定期購入に・・・  
無料点検をお願いしたら高額な工事契約をすることになってしまった・・・  
悪質商法や詐欺の被害が後をたちません。  
最新の被害事例や対処方法などを学び、ご自身や  
身近な方の消費者被害を防止するために役立てませんか。



**日時** 令和7年10月8日(水) 13時30分～16時

**会場** 熊谷市男女共同参画推進センター ハートピア会議室

場所 熊谷市筑波3丁目 202番地 ティアラ21 4階

○講師 第1講義 弁護士または司法書士

第2講義 消費生活相談員

○定員 30名

○参加費 無料（定員になり次第 締切）

○持ち物 筆記用具 飲み物

○お申込方法 Eメール、FAX、右記QRコードからお願いします。

以下をお知らせください。

「件名 消費者被害防止サポーター基礎講座」とし

① 氏名（ふりがな） ② 在住市町村名

③ 電話番号（日中連絡のとれる番号をお願いします）

○お申込・問い合わせ先

埼玉消費者被害をなくす会

電話/FAX 048-829-7444

[nakusukai.10@saitama-k.com](mailto:nakusukai.10@saitama-k.com)（月～金10時～16時 土日祝日休み）



# 消費者被害防止サポーター基礎講座 内容

## 第1講義

「地域の消費者被害を防ぐには（60分）」

～消費者被害防止サポーターの役割 活動について～ 講師 弁護士または司法書士

## 第2講義

「悪質商法・消費者被害の事例（60分）」 講師 消費生活相談員

「消費者被害防止サポーターの登録について」 埼玉消費者被害をなくす会

○消費者被害防止サポーター基礎講座受講後、希望される方はサポーターに登録することができます。登録後、研修・交流会の案内や最新の消費被害の情報等を提供します。

## 消費者被害防止サポーターの活動とは・・・

- ・地域のなかで消費者被害防止の声掛けを行ったり、産業祭などのイベントで啓発に協力します。
- ・日頃、近隣の方と接する中でゆるやかな地域の見守りと「おかしいな？」と思うことがあった時には、消費生活センターを知らせるなど消費者被害を未然に防止していくことを大切にしています。



適格消費者団体 特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会